

令和2年3月31日

総合政策局安心生活政策課

「“みんなでつくる”バリアフリーマップ作成マニュアル」を作成しました！！

～地方公共団体等による一元的なバリアフリー情報提供を促進します～

市町村等においてバリアフリーマップ等を作成する際や、地域のバリアフリー状況を把握するために参考としていただくことを目的に「“みんなでつくる”バリアフリーマップ作成マニュアル」を新たに作成しました。

国土交通省では、令和元年度に「バリアフリーマップ作成マニュアルに関する検討会」(別紙1)を開催し、市町村等へのアンケート調査結果等も踏まえ、バリアフリーマップの効率的かつ効果的な作成方法等を取りまとめ、「“みんなでつくる”バリアフリーマップ作成マニュアル」を作成しました。

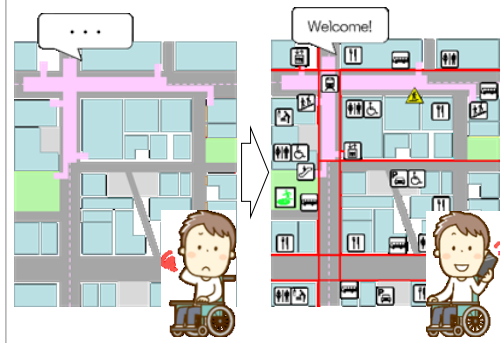
だれもが使いやすいバリアフリーマップを作成するためには、市町村のみならず、施設管理者や住民等の協力が不可欠です。本マニュアルが、市町村におけるバリアフリー情報発信に向けた取組の一助となり、「みんなでつくる」誰もが使いやすいバリアフリーマップの作成の促進に寄与することを期待します。

なお、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)の改正により、移動等円滑化促進方針等において、バリアフリーマップの作成等に関する事項を定めることができ、市町村の求めに応じて、公共交通事業者等による情報提供の義務づけなどが規定されたところで、(平成30年11月施行)。

バリアフリーマップとは

地方公共団体、地域団体等が地域における施設や移動経路のバリア情報またはバリアフリー情報を収集し、印刷配布・ウェブ上で一般に公開しているマップ等を示します。

※施設管理者自身が施設のバリアフリー情報を提供している案内図(フロアマップ)等は除く。



【マニュアルの主なポイント】(別紙2)

- 障害特性に応じた必要な情報提供の考え方や事例を記載
- 市町村等がバリアフリーマップを作成する際に参考となる、作成手順の流れや各段階におけるポイントを記載
- 標準的又は望ましい情報提供の内容や、情報の整理、提供の方法について事例を掲載しながら説明
- 情報の更新やマップの見直しに対する考え方を解説
- 先進的な事例やより一歩進んだ取組をコラムにて紹介

【「“みんなでつくる”バリアフリーマップ作成マニュアル」の公表ページ】

国土交通省の以下のページにて公表しています。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000222.html

＜問い合わせ先＞

国土交通省総合政策局安心生活政策課 杉野、原田

TEL: 03-5253-8111 (内線 24-215、25-506)

03-5253-8305 (直通)

FAX: 03-5253-1552